

地域医療支援病院承認要件適合確認表

申請病院名： 岡波総合病院

要件種別 (証明を 求める根拠)	承認要件	要件項目	適： 否：×	規定法令等
開設者 種別 (省令第6条第 1項第1号)	国・都道府県・市町村・特別医療 法人・公的医療機関・医療法人・民 法法人・学校法人・社会福祉法人・ 独立行政法人労働者健康福祉機構	(開設者) 社会医療法人畿内会 (開設者住所) 伊賀市上之庄 2711-1		法第4条第1項 厚労省告示 第105号
施設規模 (省令第6条第 1項第4号)	原則200人以上の患者を入院させる ための施設を有すること。 病床の種別は問わない。	一般 335 床 200 床		法第4条第1項 第4号 省令第6条の2 局長通知 第639号第2 3(5)
紹介患者 に対する 医療提供 (省令第6条第 2項第1号)	他の病院又は診療所から紹介され た患者に対し医療を提供する体 制が整備されていること。 ア) 次の式により算定された数(以 下「地域医療支援病院紹介率」と いう。)が80%以上であること。 $\frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ (算定期間) 令和年3月4月1日 ～令和4年3月31日	ア) 紹介率80%以上 紹介患者数 5,018人(A) 初診患者数 7,197人(B) 逆紹介患者数 6,223人(C) $\text{紹介率} (A) \div (B) \times 100$ 69.7 %		法第4条第1項 第1号 省令第9条の16 第6号 局長通知 第639号第2 3(1) (ア~ウの いずれかに 該当)
	イ) 地域医療支援病院紹介率が 65%以上であり、かつ、次の式に より算定された数(以下「地域医 療支援病院逆紹介率」という。)が 40%以上であること。 $\frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ $\frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ (算定期間) 令和年3月4月1日 ～令和4年3月31日	イ) 紹介率65%以上かつ 逆紹介率40%以上 紹介患者数 5,018人(A) 初診患者数 7,197人(B) 逆紹介患者数 6,223人(C) $\text{紹介率} (A) \div (B) \times 100$ 69.7 % $\text{逆紹介率} (C) \div (B) \times 100$ 86.4 %		
	ウ) 地域医療支援病院紹介率が 50%以上であり、かつ、地域医療 支援病院逆紹介率が70%以上で あること。 $\frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ $\frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$ (算定期間) 令和年3月4月1日 ～令和4年3月31日	ウ) 紹介率50%以上かつ 逆紹介率70%以上 紹介患者数 5,018人(A) 初診患者数 7,197人(B) 逆紹介患者数 6,223人(C) $\text{紹介率} (A) \div (B) \times 100$ 69.7 % $\text{逆紹介率} (C) \div (B) \times 100$ 86.4 %		

設備・設備 (省令第6条 第1項第5号)	<p>法第21条第1項2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">従業員の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>189人</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td></td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>診療X線技師</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>衛生検査技師</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>調理師</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>歯科技工士</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>看護補助者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>99人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>573人</td> </tr> </tbody> </table>	従業員の状況		医師	44人	歯科医師		薬剤師	17人	看護師	189人	助産師		准看護師	9人	診療放射線技師	19人	診療X線技師	0人	臨床検査技師	20人	衛生検査技師	0人	理学療法士	36人	作業療法士	23人	視能訓練士	4人	栄養士	17人	調理師	17人	歯科衛生士	5人	歯科技工士	0人	看護補助者	0人	介護職員	0人	事務職員	99人	その他	74人	計	573人	<p>法第4条第1項第5号、第6号 県条例第5条 県条例規則 第6条</p> <table border="1"> <tr> <td>各科専門の診察室</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>手術室</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第3号</td> </tr> <tr> <td>処置室</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第4号</td> </tr> <tr> <td>臨床検査施設</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第5号</td> </tr> <tr> <td>エックス線装置</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第6号</td> </tr> <tr> <td>調剤所</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第7号</td> </tr> <tr> <td>給食施設</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第8号</td> </tr> <tr> <td>分娩室及び新生児の入浴施設(産婦人科又は産科を有する場合のみ)</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第10号</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室(療養病床を有する場合のみ)</td> <td></td> <td>法第21条 第1項第11号</td> </tr> <tr> <td>消毒施設</td> <td></td> <td rowspan="5">法第21条 第1項第2号 県条例第5条 県条例規則 第6条</td> </tr> <tr> <td>洗濯施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>談話室(療養病床を有する場合のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食堂(療養病床を有する場合のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室(療養病床を有する場合のみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第22条第1号から第9号までに規定する施設</td> <td></td> <td>法第4条第1項 第5、第6号</td> </tr> <tr> <td>集中治療室</td> <td></td> <td>法第22条第1号</td> </tr> <tr> <td>化学検査室</td> <td></td> <td rowspan="3">法第22条第4号</td> </tr> <tr> <td>細菌検査室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病理検査室</td> <td></td> </tr> </table>	各科専門の診察室		法第21条 第1項第2号	手術室		法第21条 第1項第3号	処置室		法第21条 第1項第4号	臨床検査施設		法第21条 第1項第5号	エックス線装置		法第21条 第1項第6号	調剤所		法第21条 第1項第7号	給食施設		法第21条 第1項第8号	分娩室及び新生児の入浴施設(産婦人科又は産科を有する場合のみ)		法第21条 第1項第10号	機能訓練室(療養病床を有する場合のみ)		法第21条 第1項第11号	消毒施設		法第21条 第1項第2号 県条例第5条 県条例規則 第6条	洗濯施設		談話室(療養病床を有する場合のみ)		食堂(療養病床を有する場合のみ)		浴室(療養病床を有する場合のみ)		法第22条第1号から第9号までに規定する施設		法第4条第1項 第5、第6号	集中治療室		法第22条第1号	化学検査室		法第22条第4号	細菌検査室		病理検査室	
	従業員の状況																																																																																																		
医師	44人																																																																																																		
歯科医師																																																																																																			
薬剤師	17人																																																																																																		
看護師	189人																																																																																																		
助産師																																																																																																			
准看護師	9人																																																																																																		
診療放射線技師	19人																																																																																																		
診療X線技師	0人																																																																																																		
臨床検査技師	20人																																																																																																		
衛生検査技師	0人																																																																																																		
理学療法士	36人																																																																																																		
作業療法士	23人																																																																																																		
視能訓練士	4人																																																																																																		
栄養士	17人																																																																																																		
調理師	17人																																																																																																		
歯科衛生士	5人																																																																																																		
歯科技工士	0人																																																																																																		
看護補助者	0人																																																																																																		
介護職員	0人																																																																																																		
事務職員	99人																																																																																																		
その他	74人																																																																																																		
計	573人																																																																																																		
各科専門の診察室		法第21条 第1項第2号																																																																																																	
手術室		法第21条 第1項第3号																																																																																																	
処置室		法第21条 第1項第4号																																																																																																	
臨床検査施設		法第21条 第1項第5号																																																																																																	
エックス線装置		法第21条 第1項第6号																																																																																																	
調剤所		法第21条 第1項第7号																																																																																																	
給食施設		法第21条 第1項第8号																																																																																																	
分娩室及び新生児の入浴施設(産婦人科又は産科を有する場合のみ)		法第21条 第1項第10号																																																																																																	
機能訓練室(療養病床を有する場合のみ)		法第21条 第1項第11号																																																																																																	
消毒施設		法第21条 第1項第2号 県条例第5条 県条例規則 第6条																																																																																																	
洗濯施設																																																																																																			
談話室(療養病床を有する場合のみ)																																																																																																			
食堂(療養病床を有する場合のみ)																																																																																																			
浴室(療養病床を有する場合のみ)																																																																																																			
法第22条第1号から第9号までに規定する施設		法第4条第1項 第5、第6号																																																																																																	
集中治療室		法第22条第1号																																																																																																	
化学検査室		法第22条第4号																																																																																																	
細菌検査室																																																																																																			
病理検査室																																																																																																			

			病理解剖室		法第22条第5号	
			研究室		法第22条第6号	
			講義室		法第22条第7号	
			図書室		法第22条第8号	
			救急車又は患者搬送用自動車		法第22条第9号 省令第22条	
			医薬品情報管理室			
共同利用体制の整備 (省令第6条第2項第2号)	<p>当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等地域の医療従事者の診療、研究又は研修に利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>共同利用を行おうとする当該2次医療圏に所在する医療機関の登録制度(「利用医師等登録制度」)を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の <u>5割以上</u> であること。</p> <p>共同利用の対象となる建物、設備、器械又は器具の<u>範囲</u>をあらかじめ定めること。</p> <p>当該病院の施設・設備が地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための<u>共同利用に係る規定</u>が、病院の運営規定等に明示されていること。</p> <p>利用医師等登録制度の実施にあたる<u>担当者</u>を定め、登録された医療機関との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡、調整業務を行わせること。</p> <p>共同利用を行うために、他の医療機関からの利用申出に、迅速かつ適切に対応できる専用病床を確保すること。</p> <p>なお、他の病床の利用状況等の事情からやむを得ず共同利用に係る患者以外の患者を一時的に収容することは差し支えない。</p>	共同利用の状況	利用医師等登録制度に登録されている医療機関の数 <u>64</u> 医療機関	<p>うち申請者と直接関係のない医療機関の数及び割合(5割以上) <u>64</u> 医療機関 <u>100</u> %</p> <p>(実績) 共同利用を行った医療機関の延べ数 <u>703</u> 医療機関</p> <p>うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ数及び割合 <u>703</u> 件 <u>100</u> %</p>	法第4条第1項第1号 省令第9条の16第1号 局長通知第639号第23(2)イ)	
			共同利用の範囲の明示			法第4条第1項第1号 省令第9条の16
			共同利用に係る規定の明示			局長通知第639号第23(2)ア)
			共同利用に係る担当者の設置			局長通知第639号第23(2)ウ)
			共同利用のための専用病床の設置 <u>5</u> 床			局長通知第639号第23(2)エ)

<p>救急医療の提供 (省令第6条第2項第3号)</p>	<p>救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入に対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</p> <p>なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入に対応できる体制が確保されていれば差し支えない。</p> <p>入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。</p>	重症救急患者の受入に対応できる体制の確保		<p>法第4条第1項第2号 局長通知 第639号第2 3(3)ア)</p>	
		重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床の確保			
		優先病床	専用病床	計	
		10 床	0 床	10 床	
		入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うための診療施設の確保			<p>局長通知 第639号第2 3(3)イ)</p>
		救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備の保有			<p>局長通知 第639号第2 3(3)ウ)</p>
		救急搬送患者の数 救急医療圏人口 × 1000	2	-	<p>局長通知 第639号第2 3(3)エ) 1)2) (1) 2) の いずれかに該当)</p>
救急搬送患者の数 2,325	1000				
救急医療の提供にあたっては、救命救急センター若しくは病院群輪番制病院であること、又はこれに相当する機能を有した体制の整備がなされた病院等であること。			<p>三重県医療審議会基準</p>		
<p>研修の実施 (省令第6条第2項第4号)</p>	<p>地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。</p> <p>必要な図書等を整備し、地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等を定期的に行う体制が整備されていること。</p> <p>研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために、必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。</p> <p>研修プログラムの管理及び評価を行うため、病院内に研修全体についての教育責任者、研修委員会が設置されていること。</p> <p>研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>ここでいう研修とは、医師法第1</p>	図書等の整備		<p>法第4条第1項第3号 局長通知 第639号第2 3(4)ア) 5(3)</p>	
		研修会の開催 (開催実績) 薬剤師褥瘡研修会 「自施設における転倒・転落防止の取り組み」 など 6回			
		講演会の開催 (開催実績) 伊賀地区脳血管セミナー 「肝臓癌の早期治療のために」 など 7回			
		研修プログラムの作成			<p>局長通知 第639号第2 3(4)イ)</p>

	<p>6条の2に規定する臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等に対するの資質の向上を図るための研修である。</p> <p>地域の医師等が行う地域医療に関する研究、保健医療活動への援助を行うほか、疾病や医薬品情報等の保健医療情報を収集検討し、地域の医師等に提供することが望ましい。</p>	研修プログラムの管理・評価のための教育責任者及び研修委員会の設置	局長通知 第639号第2 3(4)ウ)				
		研修実施のために必要な施設及び設備の保有	局長通知 第639号第2 3(4)エ)				
		年間12回以上の研修を主催	局長通知 第639号第2 3(4)オ)				
<p>諸記録の管理 (省令第6条第2項第5号、第6号)</p>	<p>診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類を提出すること。</p>	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者の設置	<p>省令第9条の16 第4号 省令第21条の5 第1項 第2、第3号</p>				
		診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の適切な分類管理					
<p>諸記録の閲覧 (省令第6条第2項第8号)</p>	<p>病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類を提出すること。</p>	<p>病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者及び担当者の設置</p>	<p>省令第6条 第2項第8号 省令第9条の16 第5号</p>				
<p>委員会の設置 (省令第6条第2項第9号)</p>	<p>委員会は、当該地域の医師会等医療関係団体の代表、県・市町の代表、学識経験者等など、病院が所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者を中心に構成されていること。</p> <p>委員として、当該病院の関係者が就任することを妨げないが、その場合であっても、<u>関係者以外の者が大半を占めるよう留意すること。</u></p> <p>委員会は、定期的(最低4半期に1回程度)に開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げない。</p>	<p>委員就任承諾書及び履歴書の添付及び適正な組織構成の確保</p>	<p>法第6条第2項 第9号 法第16条の2 第1項第7号 省令第9条の19 第1項 局長通知 第639号第2 3(6)及び 5(7) ~</p>				
		<p>委員の構成(12人)</p>					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係者の数</th> <th>関係者以外の数</th> <th>開催実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>9</td> <td>R3年度 4回/年</td> </tr> </tbody> </table>		関係者の数	関係者以外の数	開催実績	3
関係者の数	関係者以外の数	開催実績					
3	9	R3年度 4回/年					
<p>患者に対する相談体制 (三重県医療審議会基準)</p>	<p>当該病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保すること。</p>		<p>省令第9条の19 第1項第1号 局長通知 第639号第2 5(8)</p>				
<p>地域医療支援業務の実施体制 (任意)</p>	<p>地域の他の医療機関との連携を円滑に行うための専用の室及び担当者の設置</p>		<p>局長通知 第639号第2 5(9)</p>				
	<p>病院の機能に関する第三者による評価の有無</p>		<p>局長通知 第639号第2 5(9)</p>				

	退院調整部門の設置		局長通知 第 639 号第 2 5(9)
	地域連携クリティカルパスの策定		局長通知 第 639 号第 2 5(9)
	果たしている役割に関する情報発信の有無		局長通知 第 639 号第 2 5(9)
他の地域 医療支援 病院との 業務連携 (三重県医療 審議会基準)	<p>同一2次医療圏(同一サブ医療圏)内における2カ所目以降の承認にあたっては、当該地域の実情を勘案し、三重県医療審議会の意見を聞いたうえで承認を検討すること。</p> <p>同一2次医療圏内において既に承認を受けている病院及び承認を受けようとしている病院と、<u>連携・協力し地域医療の充実に取り組むこと。</u> (上記病院との協議に基づく具体的な役割分担の内容等が調整されていること。)</p> <p><u>地区医師会の了承を得ていること。</u></p>	<p>名張市立病院と協定締結 (平成26年4月28日付け)</p> <p>伊賀医師会承認申請同意 (平成26年4月25日付け)</p>	<p>地域の実情を勘案し各県が判断する事項 (厚労省見解)</p>
その他 参考事項	<p>直近立入検査における指摘の有無等 検査実施日：令和3年10月1日(書面による実施) 指摘事項特になし</p>		